

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病 11月号

(通巻第127号)

関西労働者安全センター 1984.11.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



● 紀和病院開院	1
● 学習のページ こんなときどうする（5）	4
● 職場つうしん	6
○ 振動病判決シンポジウム	7
● 前線から（ニュース）	8
● 健診を考える	15

10月の新聞記事から / 13

年末カンパのお願い / 14

■ 写真 / 開院した紀和病院

祝

# 紀和病院開院

和歌山県橋本市に新たな医療拠点！

労災職業病医療の関西における拠点作り、地域医療の充実、若手医療スタッフの育成と三つの目標を掲げた紀和病院が本格的に開院した。すでに和歌山県、奈良県からの振動病被災者の入院もふえており、また一般の地域住民の期待も大きく、スムーズなすべり出しを見せてている。

労住医連加盟医療機関、全林野大阪地本の近畿の各分会、また病院の中心スタッフの友人等、約一四〇名が出席し、新たな門出を祝うにふさわしい盛大なものとなつた。

主催者

浜口矩一氏は「私共が長年にわたつて追い求め、かつ一度は試みて暗礁

盛大に  
開院祝賀会

十月二〇日、病院の開院祝賀会が病院四階の運動療法室において開催され、（医）南労会運営委、紀和病院運営会議の役員をはじめ、地元労組

得ることにより、かくも早期に実現したことは誠に感概深い、今後は和歌山をはじめ全労働者の力と、地元住民の力を結集して育て上げていきたい」と力強い決意表明が行なわれた。また、同病院とはいわば兄弟にあたる北海道の札幌緑愛病院の岩川



院長、四国労働病院の五島院長は、「それぞれ「一丸となつて敵しい環境を突破しよう」と訴え、全林野大阪地本の弘中委員長は「丸・一九高松高裁における超反動判決を労働者とのあいさつが行なわれた。

## 振動病入院患者の権利確保 〔要求して新宮労基署と交渉〕

紀和病院運営会議では九月二十六日に開催した第二回役員会において、振動病入院を受け入れていく条件整備の問題として、主として症度二（C<sub>2</sub>）被災者の冬期入院、及び入退院の移送費問題について早急に決着をつけるべく労基行政との交渉を開始するとの決定を行つたが、一月二日、浜口議長、古座川山労、病院を中心として、新宮労基署との交渉が行なわれた。紀和病院は「労災指定」については現在検討中といふことの

ため非指定となつてゐるが、運営会議の申し入れに対し、当初署長は、「指定機関外での治療には問題がある」と被災者の医療選択自由を否定するかのような発言をしたが、具体的な話し合いの進展の中で、「C<sub>2</sub>被災者の入院、及び移送費全般については当該被災者の実情を主治医の意見を確認して決めたい、実質的にはまた労基局とも相談する」という合意に達し、実質的にはこちらの主張に沿う形で交渉は終つた。またこの

点は一月一二日の労基局との話し合いの中でも再確認された。

十津川支部から四名が入院し、初めて奈良県からの入院が実現した。また一月一〇日には同県大塔支部からも四名の入院希望者が出されるに至り、病院が当初計画していた奈良、和歌山両県を中心とする入院治療の推進が着々と前進しているといえる。

## 地元労働組合に対し 〔アンケート調査を実施〕

病院運営会議では地元の労働組合、労働者との結びつきを強めていく活動の一環として一〇月中旬より地元

アンケート調査の実施を決定、既に半数が回収されるに至つてゐる。

これまで協力を得ることができた団体は、全専売橋本支部の三五〇部をトップに、南海労組、及び南海砂利等関連労組、全通伊都支部、自治労、國労、労働、全林野等一三団体に及び、入ったが、一月一日には同県より九名、更に一月五日には奈良山労

これらの実績をもとに、地元労働

## 和歌山に続き 〔奈良からの入院始まる〕

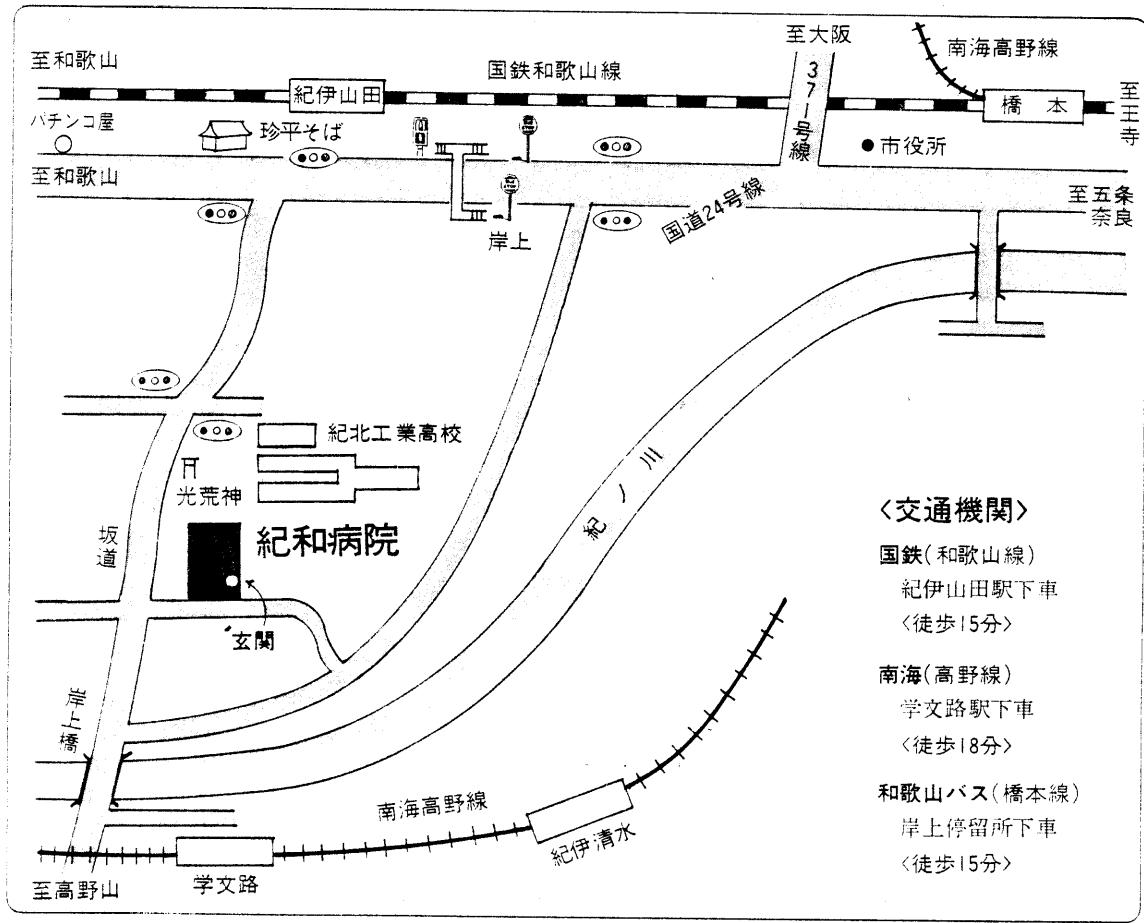
病院開設直後の二二日より、和歌山県古座川山労から六名の振動病被災者が入院し、先頭を切つて治療に入つたが、一月一日には同県より

その数も一五〇〇部に達した。

者の意見を病院運営に反映させるべく病院でも現在討議が続けられており、また地元ニヨースの発行も検討されている。

## 高松町裁判決など 騒しこな況の中で 國へを強化

病院が十一月一日の本格開院により、地元の一般界ぞ、入院も日々増加しております。盛んで頗る調子なスタートを切つてござる。しかし、九・一九高松高裁判決に蒙難されるように、労災医療をめぐる状況は並びしく、治療内容、被災者の精神状態、健診とありある領域における、心づけが予想され、本当にかんたんにこじらぬ病院とともに闘ふべき組織の運営の運営である。





それは、労働側が要求していたのは

大切です。

「通勤も労働の一部であるから、そ

れに伴う傷病についても労災に含め

よ」ということです。それに対し

経営側は「通勤と業務は別」として

災害責任を負うことを拒否し、妥協

案として、お金は労災と同一（支払

いも労災保険会計より）としながら

も企業責任は私傷病なみという「通

勤災害」制度が成立したわけです。

従つて、労働基準法における労災被  
災者への保護規定は通災には適用外  
という論理になるのです。

通災については次回に詳しく述べ  
る予定ですが、このあたりの事情は  
労働者もよく知らないのと同様に、  
経営側も中小の場合などは特にあま

りよく理解していないケースも多い  
のが実情です。ですから、秋闇等に  
おける労災協約の論議の中で、「通  
災は労災と同一の扱いとする」など  
という抽象的文言を何気なく入れて  
おかげあとで生きてくることは受け  
たまに「是正勧告」を行い、それでも從  
わなければ書類送検して刑事問題と

## 裁判でも

### 「十分に闘える」

労動者災害補償保険法  
第二節 業務災害に関する保険  
給付

〔業務災害に関する保険給付の種類等〕

第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災  
害に関する保険給付は、次に掲げる保険給  
付とする。

- 一 療養補償給付
- 二 休業補償給付
- 三 障害補償給付
- 四 遺族補償給付
- 五 葬祭料
- 六 傷病補償年金

### 第三節 通勤災害に関する保険 給付

〔通勤災害に関する保険給付の種類〕

第二十一条 第七条第一項第二号の通勤災害  
に関する保険給付は、次に掲げる保険給付  
とする。

- 一 療養給付
- 二 休業給付
- 三 障害給付
- 四 遺族給付
- 五 葬祭給付
- 六 傷病年金

### 労動基準法

#### （解雇制限）

第十九条 使用者は、労働者が業務上負傷し、  
又は疾病にかかり療養のために休業する期間  
及びその後三十日間並びに産前産後の女子が  
第六十五歳の規定によつて休業する期間及び  
その後三十日間は、解雇してはならない。但

の所で、この取扱いの取扱いが問題に起る。

保有の反対分を申請すれば、アリヤー

の所の不承認の場合は、アリヤーの請求

権利制限の申請が認められる。アリヤー

の所の申請は、其の強制的解約請

解約請求があるのは、前条の所の

解約の後の日（即ち）は、

アリヤーは解約権利を有する。

解約を受けて、解約の日（即ち）を轉者

しての場所は、解約権利が解約用アリヤー

の所で、

アリヤーが解約権利を有する。

アリヤーの解約権利は、

種の無効である。そこでこの解約は十分

に解約とも適用するものとする。

使用者が、第八十二条の規定によつて打

ち解約を支拂ふ場合の事由に該当する場合

の場合は、前項但書後段の場合においては、その事由

について行政官署の認定の旨を記載する

## 正年を過えた場合 どうなるか

第一條 私権の公私の相続・相続財産・遺留財産の

相続手続及び被相続人の死後遺言の受取の方法

第二條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第三條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第四條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第五條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第六條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第七條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第八條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第九條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第十條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第十一條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第十二條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第十三條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第十四條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第十五條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第十六條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第十七條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第十八條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第十九條 被相続人の死後遺言の受取の方法

第二十条 被相続人の死後遺言の受取の方法

# 職場つづしん・全金大和鋼業支部

## 組合員のじん肺をかけに……

全金大和鋼業支部の職場は、鉄板の溶断等を主としている。今年五月より、組合員友長進氏のじん肺に係る労災申請のとりくみをきっかけとして、粉じん職場の安全衛生へのとりくみを軸に、運動を開拓してきている。

今年五月はじめ、友長氏の生活、

權利の保障をかちとつていくために労災申請、会社との団交、さらには肺健診と作業環境測定をかちとつていくといふ方針が支部等関係者で決定され、五月十八日には早速会社

との団交が、支部を先頭にブロック、の健診、測定は高い」ということを全金本部の参加のもとに行なわれ、

—7—

友長氏の労災申請への会社の協力と、定に強い難色を示したのである。

建診、環境測定に関しては、関西労働者安全センターの指導で行なつて

を重ね、全金地本、ブロック関係者、

いきたいという確認がかちとられた。

いきたいという確認がかちとられた。う考えもあることを約束させたので

友長氏の労災申請については、五月三日西労基署に申請し、管理区

月三日西労基署に申請し、管理区

分二、続発性気管支炎の合併症でほ

どなく労災認定が下された。ところ

が、健診と測定については、組合との確認を切りくずすと会社が抵抗

しはじめたのである。

安全センターとの内外の連携のもと、

こうした会社のもぐらみを押しもど

し、ついに九月十八日の団交におい

て、法律で定められた健診、環境測

定を行なつてこなかつた会社の怠慢

を認めさせ、組合推薦の機関で行な

いきたいという確認がかちとられた。う考えもあることを約束させたので

ある。その後の若干の交渉の後、健

診を組合推薦の松浦診療所で行なう

こと、環境測定は、次回は組合推薦

の関西環境分析センターで行なうと

いう約束のもと、今回は、労基局紹介の機関で行なうことになった。

支部では、秋闇において、じん肺協定も併せて要求し、さらに前進して

いくとしている。じん肺健診につ

いてはすでに、レントゲン撮影(二

回)を終え、十一月二七日に医師

の診察が予定されている。

たとえ少數であつても、全金大和

鋼業支部はねばり強く闘いをすすめ、

着実に成果をかちとつてきているの

である。

# 前線から

腰痛被災者組合員に

配転強要の攻撃

## 生野

労災申請とともに

園じを強化

## 全金ヤマト産業支部

全金ヤマト Aさんの労災を認めてくる  
産業支部のオ 全社に対する安全衛生上の  
フコンオズレ アドバイスがなされた。

スター・ゼン

のナイロン壁につらじ、こ  
の間天王寺古賀醸造は、現場  
課室より1月10日、タ部門責  
任者より本への事情聴取  
を行なった。これに伴つて  
調査資料が引き出されるに至  
る結果地元の会員といふことい  
える。一方、当加医松浦医  
師會としていた岐阜県のマン  
ガン発生延滞年数年働き、  
腰痛の職場見学の際には

## 岐阜

マンガン中毒  
相次いで労災申請

(金村芳夫氏、幡屋一氏)

の労災申請を1月11日、11  
日、西氏と、皆の同僚の  
マンガン中毒認定患者、安  
井ヤンシタード、高田哲輔等  
(金村氏) 関係議論(幡屋)  
に對応せられた。

以前に現場作業への応援時  
に痛めた腰痛をもつBさん  
に対し、設計部門から現  
場への配転を行ない、その  
結果腰痛が悪化し病院へは  
こぼれるという事態が発生  
した。本来の設計部門での  
仕事がしたらどう本人の  
意志をふみこじら、全社は  
休職通知を一方的につけ  
て取り組む決意である。

過中茲業(東大阪市)が  
マンガン粉じぐくを多量に吸  
入込んだため、マンガン中  
毒にかかる11名の労働者  
が、設計部門にあるBさん  
の机、いすもかたひけでし  
まうという暴挙にさだので  
ある。組合はこれに対し  
会社を追及する一方、この  
件に関しては労災申請を行  
なながら闘うこと)に決め、

すでに天王寺署に申請して  
いる。全社は配転問題にか  
らむだめ全く認めようとし  
ないところの意に用ひあつ  
て早期認定に向か全面支援

業に従事し、発破、さく若などによつて発生するマンガン粉じんとの作業をつづけ、鉱山廃止とともに、その作業をはなれた。その後、年を経ることに、手のふるえ、笑い声が歩きにくくなり、しゃべりにくい、四肢など、マンガン中毒症状がきづくなつてゐたが、何が原

因なのかよくわからなかつたところ、マンガン中毒の認定を受けた昔の同僚からの紹介で、今年五月、松浦医師の診察を受け、マンガン中毒症との診断を受けた。かわれば、何も知らないものである。申請時には、松浦医師による意見書も併せて提出した。

署側は、両署長が主に対

早期に認定をかちとつてい

たい。また、金村氏はじめ、阪神、福井は振動障害の疑いが強く、こうしたマンガン中毒症以外の鉱山労働について、取り組みたい」と述べるにとどまつた。これらによる障害の問題、共に動いた仲間の状況などについても今後、取り組みが必要だと考えている。

## 津 要

### 学校用教具の腰痛再発 再審査請求公開審理始まる 公務上認定めざし万全の体制

#### ・ 横浜市職・

十一月七日、横浜市職学  
校用教具の改善の要請再  
発に関する再審査請求の公  
開審理が東京水田区の全国  
町村会館にて開催され、申  
請人も含む五名が上原、各

々意見陳述した。機関誌で  
もすでに掲載したように、  
牧野氏は五五年三月仕事中  
に腰部ねんざし、一度は公  
時の痛みは本人の退行性骨  
変化という素因によるもの  
として五九年四月これを棄  
却し、再審査に及んでいた  
大阪府支部審査会は「再発  
協議を強めるとともに、代理人に大沢龍司弁護士を選  
任し、万全の体制をもつて  
臨んだ。そして、争点でも  
ある「骨変化の程度」につ  
いても、その後の調査の進  
展の中で、「軽度であつて  
腰痛の原因たりえないこと  
〔二つの腰痛は同一」との  
有力な鑑定意見も確保し、  
公務上決定獲得のために有  
利な条件がそろつて至つて

務上認定の率は三回性に  
の點にあります。申請請求  
五年(1,180回)とのレートお  
りおおむね「認定」決定(公  
ら、申請が許されない)。

うとも、基調表に付し、再確認を求めてこうすめ、労働行政の基本姿勢に、職業をかかわるということです。

つけたのは「自立健康管理制度違反」であつて本人に入れを行なつたところであ

通勤途上の心不全死

# 生野

子爵の意見、事実の捏造の  
兼ね理由に抗議の申入れ

金銀庫に監工又部局全般  
にあつた括り木の坂氏の動  
動途上の動向と、詰あに關  
する不支給状態の進化と審  
査請求にあつて、十一月一日  
せをもつて、大阪労基局中  
川繁男審査課長樂原辰起を  
トシ)、十一月一日決定書を  
提出したのである。

中川審査官は、終始曖昧  
るところの態度をとりたが、  
次のようなことを確認する  
に至つた。すなわち、(1)焦  
燥となつていた被災前日夜  
の柏木氏の行動について、  
向の張弛もなく推測や、「發  
酒の上深夜に居る放逐して

（アリ）が、集銀決定書（アリ）が、御謹屬は我々の右隣

いた事實を關係者に悉くたゞけられた。そこで、東京主婦のロータ、安室やヒムーが懇親、十一月十三日、必聚なほどの、わざわざ運動を始めた。十一月二十九日、小笠原と鶴見、田代、山本、田嶋明を求めるため大阪労

ところが、樂却決定書には、勞基署は我々との約束を反面にする上申をしたことに、ついても天王寺労基署の違反を開始している。

この由木氏の件が、毎年四月二八日に天王寺労基團に抗議する天王寺警察署に抗議すると天王寺警察署が交渉継続中にもかかわらず下支給決定を下してこれを受け、「医学経験則からみてその根柢に乏しい」と夫を導入して弾圧していくこと

四月二八日に天王寺労基團が交渉継続中にもかわらず下支給決定を下し、これに抗議すると天王寺警察署を導入して強圧していくこと

0 -

## 第四期労災職業病闘争講座

### 全課程を終了

のべ五〇〇名の参加、二六名の修了者

六月三〇日開講した第  
四期労災職業病闘争講座が  
十月三一日の修了式をもつ  
て全課程を終了した。前期

一運動編、後期十医療編、  
計十二回の連続講座への延  
べ参加者は三一六名で、そ  
のうち修了資格者（九回以  
上の受講者）は二八名であ  
った。参加団体としては、  
全金、全港湾、全石油、労  
金、市議、市選等の各労組  
をはじめ、個人参加も多く  
みられた。

当日は、山本敏一議長の  
あいさつと修了証の授与、  
そして記念講演として奈良

県立医科大学の伊木雅之氏  
から去る九月十九日に出さ  
れた懸念の「振動病訴訟

によるものと思われる。安全

を越える多くの参加者があ  
り、これは職場における安  
全問題、労災職業病問題に  
対する関心の高さを示して  
いるものと思われる。安全  
にかかるらず、五〇〇名  
にもかかわらず、五〇〇名  
の立場を忘れず、より幅広い  
地域に労災職業病闘争の重  
要性を訴えていく決意であ  
り、これは職場における安  
全問題、労災職業病問題に  
対する関心の高さを示して  
いるものと思われる。安全

## 和歌山

### センター運営協合宿を開催

#### 事務局体制強化、地域相談など 活発な討議

一一月十日から一一日に  
かけて、安全センターは恒  
例の役員合宿を和歌山県橋  
本市において開催、二七名  
が出席した。今回の最重要  
課題はセンター事務局体制  
の強化問題であり、事務局  
が主導権を握ること、財政裏  
付け、任務分担等を明確に  
したうえで、事務局の支援  
体制も具体的に検討に入る  
ことになった。その他の主  
な確認事項は以下の通りだ  
ある。<sup>1) 重点地区として、</sup>  
<sup>北花、東大阪、東区、港、</sup>  
<sup>吹田を定め地域相談など活</sup>  
<sup>動を強化すること、(2) 案田</sup>  
<sup>由縁訴訟の事務局体制を強</sup>  
<sup>化し、ニニース発行、傍聴</sup>  
<sup>動員に力を入れていくこと、</sup>  
<sup>また建設関連振動症問題の</sup>  
<sup>調査を併せて推進すること</sup>

高松高裁判決の一の批判につ  
いて講演が行なわれた（詳  
細は機関誌一二六号参照）。得るよう内容を充実した講

座を通じて「一人ひとりの  
生命と健康を守る」という  
センターアクションとも今後更に  
多くの労働者の期待に応え  
るよう内容を充実した講  
座を通じて「一人ひとりの  
生命と健康を守る」という  
立場を忘れず、より幅広い  
地域に労災職業病闘争の重  
要性を訴えていく決意であ  
り、これは職場における安  
全問題、労災職業病問題に  
対する関心の高さを示して  
いるものと思われる。安全

③公務災害研究会をスマー  
トし、官公労働者の交流を深  
めないよりよい労働改善  
年末二三〇万円をバハの  
ところ。

ぬじいくいシ、労働改善  
年末二三〇万円をバハの  
ところ。

## 阪大南

### 全港湾大阪支部安全衛生委員会総会

#### 学習会活動を通じて安全活動を強化 法改悪反対運動の組織化も

十四日、第一福祉セ

ンター(港区内)において八四

年夏全港湾大阪支部安全衛

主委員会が開催された。田中副  
闘いを通じて運動の更なる  
発展強化をかちとらうと力  
強いあいさつが行なわれた。

## 阪大東

### 死亡災害を契機に 「安全パトロールを実施」

#### 全金三元バルブ支部(全金東大阪地協)

十四日、全金東大阪地区委員会  
開会にあたりて、田中副

委員長より今日の労働組合  
運動全般にわたる弱体化に

つれて運動の基本である労

働者の生命と健康を守る闘

いがおろそかにされてゐる

情勢をふまえ、賃上闘争の

みでなく職場の安全衛生の

かし、華川事務局長からの

十四日、第一福祉セ  
ンター(港区内)において八四  
年夏全港湾大阪支部安全衛  
主委員会が開催された。田中副  
闘いを通じて運動の更なる  
発展強化をかちとらうと力  
強いあいさつが行なわれた。

は、個々の労災認定闘争は、協は柏原市にある全金三元  
バルブ支部の安全パトロール  
の定着化、健診問題、パトロールを実施、本部設置などと  
あるいはじん肺闘争等にお  
いて全国の全港湾に先がけ一本、片岡が参加した。  
て種々の闘争をとりくんで、同支部では今年七月に、  
が、この日のパトロールは  
はじめとする法改悪に向け  
た反対闘争の組織化の必要  
に対する意識の低下傾向がみ  
られるという厳しい指摘が  
なされ、今後、支部をあげ  
ての学習会活動を通じて  
体制強化をはかり、更なる  
演も行なわれた。

活動報告、活動方針において  
ては、最近、各分会における  
安全衛生、労災職業病に  
対する意識の低下傾向がみ  
られるという厳しい指摘が  
なされ、今後、支部をあげ  
ての学習会活動を通じて  
体制強化をはかり、更なる  
演も行なわれた。

また当田は、中央本部の

伊藤氏より港湾請役作業の

粉じん作業適用に関する講

性が力説された。

職場闘争の発展と労災法を

はじめとする法改悪に向け  
た反対闘争の組織化の必要  
に対する意識の低下傾向がみ  
られるという厳しい指摘が  
なされ、今後、支部をあげ  
ての学習会活動を通じて  
体制強化をはかり、更なる  
演も行なわれた。

バトロールは自規のみで大まかなことしかわからなかつたものの、全般に作業場が暗く危険なこと、鋳造工場を含むため、粉じん、振動工具の使用などの問題があることが多く指摘され

今後の対策の目安となつたと思われる。同地協ではすべての支部でのバトロールを行ない各大学で自治会活動、研究会活動を進めてき強化と組合による安全対策の確立を方針としており、センターとしても全面的な支援協力を確認している。

連絡会議は、これまでフイールド合宿等のとりくみが京都で開催された。関西青年医師連絡会(準)は、大學生医学部の新卒から卒後数年以内の若手医師が結集し、医療変革の闘いの一翼を担ふて今年五月に結成されたものである。

組織ではあるが、今後の活動の発展が大いに期待できるといえよう。安全センターワークとしてもその活動に積極的で、新しい世代の医師の集まりである。ゆるやかな連絡

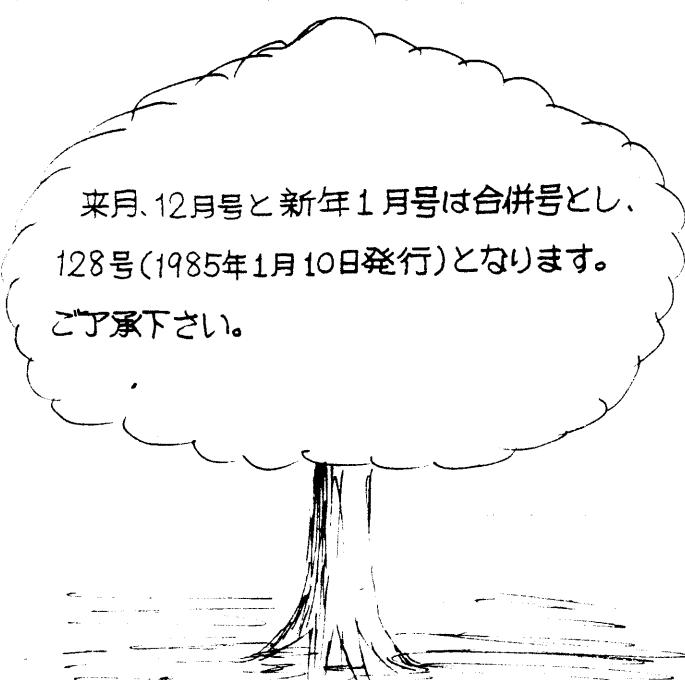
## 「第二回総会を開催」

### 関西青年医師連絡会(準)が 若手医師とのじる情勢について熱心な討論

十四二八日、関西青年医師連絡会(準)の第二回総会が京都で開催された。関西青年医師連絡会(準)は、大學生医学部の新卒から卒後数年以内の若手医師が結集し、医療変革の闘いの一翼を担ふて今年五月に結成されたものである。

第一回総会は、これまで討論が行なわれた。

来月、12月号と新年1月号は合併号とし、  
128号(1985年1月10日発行)となります。  
ご了承下さい。



# 一九八四年年末力ハペのお願い

各社におかれまして、年末闘争その他の諸ところにござることじつと存じます。また日頃からの当安全センターへの御指導、御協力に対し心よりお礼申上ります。

さて、八一年末の設立計画の提起以来、安全センターも全面協力してまいりました紀和病院も十一月一日無事開院するに至りました。わが安全センターにとりては、この新病院設立は、関西における新たな労災職業病医療の拠点であり、今後の我々の運動の発展強化に向けた一つの支柱となるものと位置づけております。

さて、上記みされた多くの難題にとらわれず、日々の労働活動におきましても、個々の労災認定闘争が圓滑に及ぼす、諸委組とタイアップした建

設活動、職場における安全衛生活動への援助等々、運動の発展に財政がともなわないというが現状と言わざるを得ません。今後とも役員一同財政の健全化を目指し努力してまいりますが、當面は各位の御協力を頼らざるを得ない状況であり、趣旨御理解の上、八四年度年末一時金カンパへの御協力を強くお願いする次第であります。

しかし、このような積極的な運動の展開の一方では、その運動をささえるべき財政の問題が常に浮きぼりにされます。決して財政問題をおろそかにしてはいることはありませんが、現在は運動の発展に財政がともなわないというが現状と云わざるを得ません。今後とも役員一同財政の健全化を目指し努力してまいりますが、當面は各位の御協力を頼らざるを得ない状況であり、趣旨御理解の上、八四年度年末一時金カンパへの御協力を強くお願いする次第であります。

## 十四の新聞記事から

十一・一

東海道新幹線の車両作業中、電気工感電死

(東京)

十一・五

北炭夕張事故で「ガス突出予見は困難」

前社長らを札幌地検が不起訴処分

第二阪和通(市)で観光バスはけ衝突乗客113人ケガ

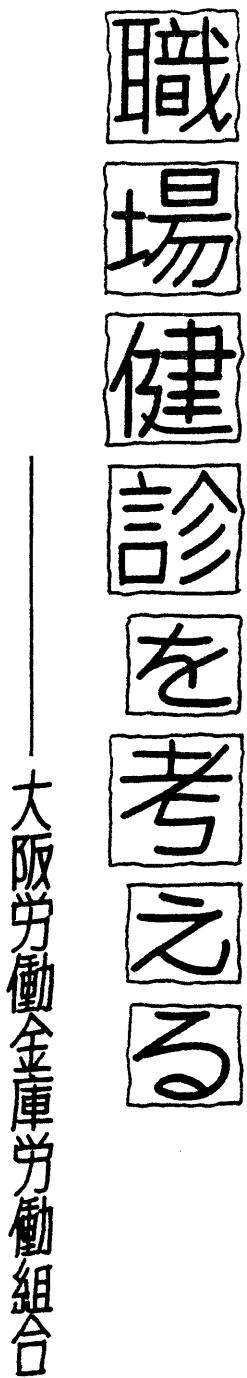
高齢者ひつ病訴訟で原告側が上訴

高齢者ひつ病訴訟で原告側が上訴

今日は、職場健診活動の進んでいる労組の例として大阪労金労組をとり上げました。組合執行委員の井上さんに聞きました。

## ケイワーンの多発が 「健診強化への一歩」

七七年頃の大坂労金労組定期大会でケイワーンを訴える組合員の声が噴出し、その頃から組合として職業病対策の取り組みを本格的に始めたと語ってよいと思います。そしてそのまじの経過を聞かせて下さい。



——大阪労働金庫労働組合

- 十・六 土讃線急行、踏切で立ち往生のトレーラーに衝突、脱線七人ケガ（香川）  
十・七 東芝三重工場で機械の破片が労働者を直撃  
十・八 東京都目黒区が区職員労組との協議のうえにVDT作業時間について一日三時間など全体  
十・九 東京電機製造工場で火事、作業員一人焼死  
十・二〇 大阪市立図書館の電話交換手が頸肩腕障害についての業務外認定処分の取り消しを求めて行政訴訟をおこす（西区）  
十・二一 観光バスが大型トラックに追突、乗客ら十人ケガ（宝塚）  
十・二二 福島原発で冷却水漏れ、四〇〇リットルが管理区域外へ流出  
十・二三 八二年のダイセル化学工業（堺市）爆発死亡事故で工場長ら三人に有罪判決  
十・二四 じん肺による呼吸不全で死亡した元坑内員の遺族が日常鑿炭鉱を相手どり一億三千万円の損害賠償をおこす

地の手口、疾患認定の取り組みと  
共に職場健診の方を始めたのがその後の健  
診の発展の始まりであるのがその

所で、それまでバラバラであった健  
診の運営が統一されたことがその  
所である。

○ 4月のこの間から始めた職場での  
健康管理について、どうしてのそ  
な運営の力がやがてねられるのか  
仕組みを教えてください。

に充実したと感じます。まず、それまでバラバラであった健  
診内容を統一したところの保健衛生  
に関する政策が計画的にできるよう  
になりました。そして定期健診を行  
うことになりました。この定期健診では  
かる要観察者注記と、後の二回  
のフォロー健診によって、健康管理  
を一年を通して行なうところとなりま  
す。これがやがて年にわたるわたりだ  
といふのが、職場の職員と松浦診療所  
所長と相談の結果誕生したことである。

また、ケイワクの被災者はもちろん  
のり、他の病気などにかかるとも  
同じ松浦診療所へかよえることから、  
治療まで含めた統一的対策が用意に  
なります。つまり、組合として労働  
金からのケイワクを絶滅することを目  
指してくるわけですから、そのため  
の医療機関とのタイアップとともに  
AMUのAMUの大さな力となつてこ  
れまで十数回ある名古屋市立アリ  
ス病院や、十数回ある名古屋市立アリ  
ス病院や、名古屋市立アリス病院

双方で構成し、これが健診を専むる  
会議室の全ての活動を推進する自ら  
になります。本部の保健衛生科  
は、労組より執行部三名、運動部  
より常務を含む三名の詰め名で構成  
され、運動を強化し始めた。年中の  
各支店とも、社長、次長、第組長  
が名前を含む三名の詰め名で構成  
される。そこで、組合として労働  
金からのケイワクを絶滅することを目  
標してくるわけですから、そのため  
の医療機関とのタイアップとともに  
AMUのAMUの大さな力となつてこ  
れまで十数回ある名古屋市立アリ  
ス病院や、名古屋市立アリス病院

が、名古屋市立アリス病院やおこしてあります。そこで  
職場の職員には最後でも年回も開  
くべきであることを実現させ、職場に  
密着した健康管理に努めています。

## 職場保健衛生委員会で 密着した健康管理

さて、この組織が運営していく中で、主  
要な目的は、それが運営する一つの形  
態の検診をするところの形であった。八  
月卅一日の当時の検診を保健診療所に  
おこなっている、その内訳を併せて見

ます。これは、これが運営する一つの形  
態の検診をするところの形であった。八  
月卅一日の当時の検診を保健診療所に  
おこなっている、その内訳を併せて見

## 健診機関の本化で 統一由来が可能に

中 健診機関や一ヶ月おきに会うの  
いわゆる理由のものがある。その  
一つは、アリスのAMUのあつせ  
すら

する  
ことから、十数回ある名古屋市立アリ  
ス病院や、十数回ある名古屋市立アリ  
ス病院や、名古屋市立アリス病院

争はもちろんのことですが、企業内認定の取り組みも行ない、り病者の時間内通院、費用負担等を金庫に保障させています。しかしこしたことが定着するにつれて、ケイワン絶滅へ向けた闘いの一環であるという観点がうすれて、企業内の保障でこのたれりとする姿勢もあらわれています。むずかしい問題ですが、り病者にとつては治療それ自体が闘いであり、それを組合全体が支えていくといふ闘いの原点を絶えず確認していくような運動を展開しなければと考えています。

## 二年に一回の—— 「歯科健診も開始

※ 最近の取り組みについてうかがいたいのですが、やはり目立つのは今年夏の歯科健診ということになりますが、

今年から労金健保で予算化され、初めて行なうことになりました。誰でもそうでしょうが、歯を治すのは

# 歯科健診での重点は 歯グキの健康

松浦診療所歯科で労金健診を担当した青年歯科医師連絡会議大阪ブロックの井村久史氏に聞きました。

結果については、一人ひとりに報告書で指摘し、全体にも歯みがきを含む指導を行ないました。

今までの虫歯を数えるだけの健診と違つて、歯グキの健康により比重をおいてみました。なぜならば、三〇歳を越えると虫歯よりも歯そのうのうろうによつて抜けてしまう歯の本数の方が多くなるからです。歯科健診結果をみてみるとやはりほとんどの人が中度以上の歯グキの腫れた部位をもつており、このままだは将来確実に歯が抜けてしまうと言つてよいでしょう。そういう

活動を柱としつつ地域医療の方面も事前の個人アンケートで歯科医も事前の個人アンケートで歯科医のとりくみも行なっています。そ

單に要約してあげてみると、①高額自費診療、②低技術歯科治療、③データーメン保険制度、といふことになります)。この点についても個人報告書で答えることにより、歯の健康について自確を持つてもう一助になつたと思つています。

とが第一ですが。それとここ数年、問題として上がっているのが成人病の問題で、歯についても今回は特に歯そこのうろうの把握に重点をおくことにしました。今後も二年に一回全員(約四百名)の歯科健診を行なうことにしていきます。

## 精神衛生など

### 「新たな課題も次々に

※ これから課題としてはどういうことがあげられますか。

ここ数年技術革新の波は大きく、それによって金融機関の仕事の内容も大きく変化しています。そういう変化を若い世代は比較的簡単に受け入れることができます。年令が上がるごとに簡単順応できないことがあります。そして仕事によることになります。ストレスがたまるということからノイローゼ気味になるというような事態も徐々にでてきているのが現状です。そういう神経症などについて

ての問題が保健衛生委員会の課題として出され続けています。毎年の安全部門の「精神神経障害」に参加したり、その対策を考えているのですが、今後大きな課題の一つだと思います。また、ワープロなども導入され、ブラウン管を見ながらキーを打つという作業も増えており、この対策も重要です。労金では絶対に一人の作業者に集中させないということを徹底していますが、今後こうした業務が増えることも考えられ、全労金近く地連での講演会に参加したり、学習を進めているといったところで大きく変化しています。

次に、先程も述べましたが成人病の問題です。組合員の平均年齢が上がりことになります。そして仕事によつてストレスがたまるということからノイローゼ気味になるというような事態も徐々にでてきているのが現状です。そういう神経症などについて

まず、毎回同じ症状のまま同じ指示を受けるという人が目立っています。

それから、胸部レントゲン撮影ですが、今年から四〇歳未満の非喫煙者については撮影を二年に一回にするようになりました。松浦診療所に健診をお願いしてから放射線被ばく量の少ない直接撮影に切りかえたので

すが、被ばくによる人体への影響を考えれば少ないにこしたことはないわけで、肺ガン慢性気管支炎の可能性が少ない四〇歳未満の非喫煙者については被ばくの害の方が大きいといふ判断から二年に一回としたわけです。またそういうことと関連して、全店統一の禁煙タイム(午後一時半～三時)をもうけたり、会議中の禁煙も実施しています。

このように色々な活動を進めていますが、技術革新が進むとともにやり難かい問題が次から次へと出てくるのが現状で、組合としても闘いの内容が問われるところです。

※ どうもありがとうございました。

昭和50年  
10月  
29日

第一種郵便物認可

「関西労災職業病」

11月号（通巻第127号）昭和59年11月10日発行

（毎月一回10日発行）

### ● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。  
近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで  
定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送  
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の  
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお  
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場  
合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで  
も結構です。

### 機関誌定期購読の申し込みについて

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127  
大阪市北区天満橋3-5-28